

第 18 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年12月13日午後1時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員（なし）

事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 岩 間 雅 徳
次 長 補 佐 海 野 尚 史	農 地 係 長 谷 津 知 一
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係 野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
- 議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について

報告第 5 号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 皆様こんにちは。

本日は朝からではなく午後からの開催ということで、皆様お疲れさまです。
それでは、全員おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。
会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは。

本年も残すところあと2週間ぐらいということで、皆様方も気ぜわしい毎日を送っているのではないかと思います。また、1年間、本当に皆様方にはご協力いただきました。おかげさまでスムーズな農業委員会活動を行うことができました、本当にありがとうございます。

過日になりますが、11月28日、全国農業会議所が設置されて70年記念の大会が、東京都文京区のシビックホールでありましたので、参加してまいりました。

そのときに山形県の寒河江市の地域計画策定の取組について会長から講演がありまして、随分参考になりました。この地域計画は、本年、12月26日に農振協議会もありますが、リンクしていかなければならないということで、本日も農地利用最適化推進協議会で、各地域の地図を作成したものを皆様方に目を通していただくということになると思いますが、その辺のところを含めて、本日は結構な審議内容になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、会議が始まる前に、一木委員から一言話したいことがあるとのことなので、お願いします。

一木委員 私ごとですが、日赤病院において11月12日に入院、14日に手術をし、25日に退院しました。そのことについて、皆様方に大変ご心配、ご迷惑をかけたことをおわびいたします。また、親和会においてお見舞いを頂きました。重ねてお礼申し上げます。

議 長 それでは、ただいまから第18回水戸市農業委員会総会を開催いたします。

本日、委員は全員出席しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。
いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

8番の一木克昭委員、それから13番の軍地美代委員、よろしくお願いいたします。

次に、審議総括表について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18回総会の農地法許可申請に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が14件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が27件、土地現況証明が1件でございます。

報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が14件、農地法第4条の届出が5件、農地法第5条の届出が14件、農地法第18条第6項の通知が1件、登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして82件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番の関成一委員、よろしくお願いいたします。

（「はい」の声あり）

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

この件につきまして調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議，よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項及び第3項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項と第3項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第2項，第3項ともに契約内容は売買であります。受人は，以前から耕作してきたため，または経営規模拡大のため，申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議，よろしくお
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第6項及び第7項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項と第7項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第6項，第7項ともに契約内容は売買であります。受人は，自宅に隣接し耕作に便
利なため，申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4 番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議，よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 8 項，第 9 項及び第 10 項は関連がありますので，まとめて上程いたします。
事務局から説明いたさせます。

事務局 第 8 項，第 9 項及び第 10 項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第 8 項，第 9 項，第 10 項の契約内容は，全て売買であります。受人は，以前から耕作してきたため，または自作地に隣接し耕作に便利なため，申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4 番，市村です。

この件につきまして，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討の結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第14項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自家消費するた
め申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆
様方のご審議をお願いいたしたいと思います。

また、自給的農家ということで、今回、新規就農者ということになっております。
それで作るものは、田ということでありまして、米作りをやってみたいというような
希望がありました。

以上でございます。

議 長 関係委員からは許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関して調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林、国道に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

この件に関しまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるとのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。3番，笹沼委員の代理発言です。

調査したところ，法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思

料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。
なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議、よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、一時転用期間は4か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議、よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、一時転用期間は4か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議，よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおり，一時転用申請でございます。

申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2
種農地と史料されます。なお，一時転用期間は4か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議，よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，雑種
地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料
されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番，今関です。

この件に関しまして調査検討したところ，法令に照らして許可相当と思われますので，皆様のご審議，よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議，よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料さ

れます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議，よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議，よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、令和4年6月24日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり、農地転用事業としましては、計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょう。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため始末書を添えての申請でございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4 番，市村です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議，よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第25項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4 番，市村です。

この案件につきましても，調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この案件につきましては，太陽光発電設備に関する情報等の資料を参考に調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様方のご審議，よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第27項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第27項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，J R 常磐線内原駅から500メートル以内の農地であることから，農地区分は第2種農地と思量されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この案件につきましても調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当であると思われま。皆様方のご審議，よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。

事務局 それでは、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてご説明いたします。

皆様のお手元にごございます資料、別紙1をご覧くださいと思います。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、見川町の畑4,493平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に3名の委員に関する案件があります。

まず初めに、安委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

（安委員退席）

事業担当課から先行して説明をお願いいたします。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

まず、安委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の2ページ、14～16番の3筆でございます。こちらは全て田で、設定面積7,451平方メートル、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。利用権設定日は令和7年1月1日を予定しております。

す。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

安委員に着席を求めます。

（安委員着席）

次に、安蔵委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

（安蔵委員退席）

事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 安蔵委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の9ページ、65～70番の6筆でございます。こちらは全て田で、設定面積8,347平方メートル、設定期間は10年間、設定者3名、取得者1名でございます。利用権設定日は令和7年1月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

それでは、安蔵委員に着席を求めます。

(安蔵委員着席)

次に、高安委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(高安委員退席)

事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 高安委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の10ページ、79、80番の2筆でございます。設定者1名、取得者1名でございます。こちらは全て田で、設定面積1,969平方メートル、設定期間は7年間、利用権設定日は令和6年12月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高安委員に着席を求めます。

(高安委員着席)

事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書(案)の表紙の集計表にて内容を申し上げます。表の1段目から4段目それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が17万8,808平方メートル、畑が9万4,205平方メートル、設定者88名、取得者58名、利用権設定日は、令和6年12月20日または令和7年1月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

この中に雨谷克己委員に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

（雨谷委員退席）

事業担当課から先行して説明を求めます。

事業担当課 お手元の資料、別紙3をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

雨谷克己委員に係る貸借農地につきましてご説明いたします。

対象農地に着きましては、促進計画書（一括方式）の36ページ、2筆でございます。こちらは田で、設定面積3,162平方メートル、設定期間は8年、設定者1名、取得者1名でございます。貸借設定日は令和7年4月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお

願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

（雨谷委員着席）

事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました貸借設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和6年農用地利用等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。表の1段目から3段目それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が設定面積13万1,806平方メートル、畑が設定面積3万1,844平方メートル、設定者34名、取得者18名でございます。貸借権等の設定日は、令和7年2月1日、令和7年4月1日、令和7年6月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしで回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取につい

てを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料，別紙４をご覧ください。

それでは，議案第７号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

説明の前に訂正がございます。

令和６年農用地利用集積等促進計画書（再転貸）案の１ページ，表中に権利の種類ががございます。「使用貸借」となっておりますが，「賃貸借」が正しい権利の種類となります。訂正しておわびいたします。

令和６年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について，内容を申し上げます。表の１段目から３段目，それぞれの期間ごとの設定については，各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては，田が設定面積４万５，４０３平方メートル，畑が設定面積７，６１９平方メートル，設定者２名，取得者９名でございます。なお，設定者は，農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。賃借権等の設定日は，令和７年２月１日に予定されております。

また，個別の農用地利用集積等促進計画につきましては，次のページ以降に記載しておりますので，各自でご確認ください。

以上につきまして，農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。

議案第７号につきましては，説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは，意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，意見なしで回答することに決定いたします。

ここで，担当者は退席します。

（担当者退席）

議 長 次に，議案第８号 水戸農業振興地域整備計画の変更を上程します。

まず，前回の受付分について，事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 前回、令和6年4月受付分の状況についてご報告いたします。

本日お配りしましたA3判、右上に総会参考資料と書かれた資料をご覧ください。

「前回審議案件に係る水戸農業振興地域整備計画の変更手続き状況」の表紙をめくっていただきまして、表の上段、重要な変更でございますが、重要な変更案件10件につきましては、6月の農業委員会総会と市農振協議会を経まして県と協議した結果、全て可となり、編入及び除外を完了しております。

表の下段、軽微な変更につきましても、用途変更を完了しております。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から前回の受付分について説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

続いて、今回受付分の審議に入ります。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 事前に郵送させていただいておりますお手元の別紙5「議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更について」と書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、案件ごとの申出者、土地所有者、事業内容、申出地等についての一覧表になっており、次ページを開いていただきますと、各申出案件の位置図一覧でございます。また、各案件の詳細な位置図、配置図等につきましては、ページ番号を付しておりますのでご参照願います。

案件の説明に入ります前に、申出人より取下げが1件ありましたので、ご報告いたします。

取下げの案件は案件1の資材置場で、2月10日に申出人より事業計画に変更があったため取下げしたい旨の報告があり、同日付で取下げといたしました。今回審議していただく案件は、案件2から13となります。よろしくお願いします。

それでは、案件2の説明に入ります。

3ページをお開きください。

案件2でございますが、除外する土地は堀町地内で、申出人は建設業などを営む法人で、現在、転用済みの隣接地と一体的に資材置場が設置されております。今回、土地所有者との売買により土地を取得し、農振法などの関係法令を是正したい旨の申出でございます。関係資料は4ページまででございます。

5ページをお開きください。

案件3でございますが、除外する土地は飯富町地内で、申出人は土地所有者の子で、現在、借家住まいで手狭であることから、今回、贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は8ページまででございます。

9ページをお開きください。

案件4でございますが、除外する土地は全隈町地内で、申出人は建設業などを営む法人で、現在転用済みの隣接地と一体的に資材置場及び大型車両の回転場として利用しております。今後も事業用地として必要であることから、農振法などの関係法令を是正したい旨の申出でございます。関係資料は11ページまででございます。

12ページをお開きください。

案件5でございますが、除外する土地は酒門町地内で、申出人は、太陽光発電のメンテナンス業を営む法人でございます。申出地は、以前より関係法令を経ないまま事業用地として利用されていましたが、現在は廃止されております。今回、農振法などの関係法令を是正し、新たに賃貸契約にて申出地に資材置場を設置したいとの計画でございます。関係資料は14ページまででございます。

15ページをお開きください。

案件6でございますが、除外する土地は酒門町地内で、申出人は、現在借家住まいで手狭であることや、将来のことも考えると実家付近に住みたいとのことから、今回、売買によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。関係資料は18ページまででございます。

19ページをお開きください。

案件7でございますが、除外する土地は平須町地内で、申出人は、歯科医院を営む法人の役員で、現在、申出地隣接地にある歯科医院ほか1か所、また訪問歯科事業を実施しております。今回、土地所有者との売買によって土地を取得し、歯科医院の隣接地に訪問歯科医院関係職員の駐車場を設置する計画でございます。関係資料は21ページまででございます。

22ページをお開きください。

案件8でございますが、除外する土地は森戸町地内で、申出人は土地所有者の子で、令和4年に農振除外をしましたが、当初の計画と配置を変更し自己用住宅を建設したため、駐車スペースが不足しているとのことです。今回、改めて贈与によって土地の一部を譲り受け、自己用住宅の敷地拡張をしたい旨の申出でございます。関係資料は25ページまででございます。

26ページをお開きください。

案件9でございますが、除外する土地は元石川町地内で、申出人は土地所有者の孫で、現在、借家住まいで手狭であるとのことから、今回、贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は29ページまでござい

ます。

30ページをお開きください。

案件10でございますが、除外する土地は酒門町地内で、申出人は申出地付近に寺院がある宗教法人で、法事の際には参拝者駐車場は満車になるとのことです。今回、県道拡幅に伴う公共移転にて現在の駐車場の一部に禅道場が建設されることとなり、駐車スペースが減少するため、申出地を売買によって取得し、参拝者駐車場を設置する計画でございます。関係資料は32ページまででございます。

33ページをお開きください。

案件11でございますが、除外する土地は田谷町地内で、申出人は、現在県外に居住しておりますが、申出地付近で畑を耕作しており、今後農家として移住したいとのことで、申出地を売買によって取得し、農家住宅を建築する計画でございます。関係資料は38ページまででございます。

39ページをお開きください。

案件12でございますが、除外する土地は大場町地内で、申出人は、現在住んでいる2階建ての住居を取り壊し平屋に建て替える計画をしましたが、敷地が狭いため、今回、親類の土地所有者から売買によって土地を取得し、平屋建ての自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は43ページまででございます。

44ページをお開きください。

案件13でございますが、除外する土地は大場町地内で、申出人は、現在借家住まいで手狭であることや、将来のことを考えると実家付近に住みたいとのことから、今回売買によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。

今回受付分の説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当者は退席します。

(担当者退席)

次に、報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号にある農地法第3条の3，第4条，第5条の届出ともに，内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので，事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号，報告第5号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 以上をもちまして，第18回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午後 2時18分